

令和6年度も、PTA総会を紙面開催といたします。
つきましては、要項をご覧ください、指定のURLから
4月14日（日）までに、意見書にご回答ください。

玉野市立荘内小学校

令和6年度 P T A 総会 要項

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 令和5年度の報告と令和6年度の方角性について | P. 1 |
| (2) 令和5年度諸会計決算報告 | P. 2 |
| (3) 令和5年度監査報告 | P. 6 |
| (4) 令和6年度会計予算案 | P. 7 |
| (5) 令和6年度の役員選出 | P. 11 |
| (6) PTA 会則・細則 | P. 12 |
| (7) PTA 慶弔・表彰・旅費規定 | P. 15 |

P T A活動 令和5年度の報告と令和6年度の方向性について

< 荘内小サポーター >

- ・児童の学習環境や学習活動を充実させるため、学校と相談の上、必要に応じて保護者に募集をかけました。
- ・令和5年度は、読み聞かせ（通年）、水泳学習見守り（6～7月）、草刈り・剪定（8月・1月・3月）、学区探検（10月）、七輪体験（2月）の活動でサポーターを募集し、多くの方にご参加いただきました。
- ・学校全体にかかわる活動を支援して下さったサポーターの方をお礼の会（3月）にお招きし、児童の感謝の意を伝えました。
- ・令和6年度も、引き続き学習環境や教育活動の充実のために、サポーターの募集をかける予定です。

< 地区代表者 >

- ・通学班や通学路等について、それぞれの地区の見守りを通して状況を把握し、登下校の歩き方や地区での過ごし方等で問題があるときには、学校と情報を共有し、必要に応じて調整にあたりました。
- ・2月中旬からは、令和6年度の通学班編制について、とりまとめや連絡等を行いました。
- ・令和6年度についても同様の活動を予定しています。

< 予算執行等 >

- ・支出については、執行部と学校が相談しながら、環境整備や教育活動の充実に必要な経費を充ててきました。

例：損害賠償保険の加入、図書の本の購入、運動会駐車場警備費、車いす用スロープの購入、等

- ・予算執行については、慢性的に繰越金が多額であることが大きな課題でした。令和6年度からは、以下のよう
に PTA 会計を整理し、収支を適正化するとともに、会員の皆さんが納得する運用を行いたいと考えています。

①これまで通り PTA は任意団体であり、PTA 会費の納入をもって、PTA 加入の意思表示とします。

途中退会の場合は、申し出てください。

②繰越金が適正になるまで、会費を以下のように変更します。

・PTA 会費を一律 50 円／月（現在は任意の口数で 80 円／月） ※PTA への加入は任意です。

・PTA 特別会費を一律 100 円／月（現在は任意の口数で 100 円／月） ※納入は任意です。

③支出目的を分かりやすくするため、PTA 会計を以下のように整理します。

・本会計・・・PTA 活動自体、または加入者のみへの還元を目的とした会計

（市 P 連負担金・会員の出張費・損害賠償保険掛金など）

※単年度会計を基本とし、収支差があった場合は特別会計と流用します。

・特別会計・・・PTA 加入者を含む全体への還元を目的とした会計

（児童用図書購入費・運動会駐車場警備費・児童の学習環境整備費など）

※余剰金の繰越を前提とし、必要に応じて支出します。

※PTA が主体となり、市の学校予算でできる以上のよりよい教育環境を整備します。

④個人の思いを大切にするという思いから、PTA としての慶弔費を廃止します。

< 会則・細則・慶弔規定等 >

- ・現行は、令和5年4月26日から施行していますが、以下のように改定したいと考えています。

【会則】

第三章 第5条 この会は、荘内小学校児童の保護者、並びに本校教職員の有志を会員とする。

第6条 この会の経費は、会費と事業収入・寄付金等で支弁する。

第7条 会員は、児童1人あたり一律の会費を拠出する。

【細則】

第1条 会費は、児童1人あたり50円／月とする。

第3条 慶弔規定及び表彰規定は別に定める。

【慶弔規定】

削除

令和 5年度 PTA本会計決算報告書

収入の部

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
繰 越 金	2,140,452	2,140,452	0	前年度より
会 費	869,160	843,040	△ 26,120	1口80円 前年度実績より
補 助 金	0	49,000	49,000	
そ の 他	15	18	3	利息
合 計	3,009,627	3,032,510	22,883	

支出の部

項	目	節	予算額	決算額	比 較	備 考
P T A 運 営 費	需要費	事 務 費	20,000	0	20,000	印刷用紙、事務用品
		会 議 費	10,000	0	10,000	会議用飲料、会場費
		旅 費	20,000	1,000	19,000	研修会、会議等参加費
	計		50,000	1,000	49,000	
0	一般活動費	会 員 研 修 費	100,000	0	100,000	
		負 担 金	100,000	39,884	60,116	PTA連合会会費
		傷 害 保 険 金	0	0	0	PTA総合保険掛金
		慶 弔 費	120,000	57,630	62,370	香典等
		奨 学 費	120,000	87,516	32,484	入学準備品・卒業記念品
	計		440,000	185,030	254,970	
教 育 援 助 費	教育振興費	児 童 学 習 奨 励 費	700,000	330,422	369,578	教科教材用品、賠償保険料
		児 童 会 活 動 費	20,000	5,038	14,962	委員会活動費
	学校行事費	諸 儀 式 費	90,000	36,600	53,400	入学・卒業式運営費用
		学 習 発 表 会 費	200,000	82,475	117,525	運動会用品・運動会警備費
	諸費	調 査 研 究 費	30,000	0	30,000	
		教 育 負 担 金	25,000	19,494	5,506	学校保健会費
	計		1,065,000	474,029	590,971	
運 営 費	需用費	消 耗 品 費	150,000	38,400	111,600	印刷用品等
		接 待 費	10,000	2,021	7,979	来客用茶葉等
		渉 外 費	30,000	0	30,000	
	計		190,000	40,421	149,579	
予 備 費	予 備 費	1,264,627	0	1,264,627	住宅地図	
合 計			3,009,627	700,480	2,309,147	

(総収入) 3,032,510 (総支出) 700,480 (次年度へ繰越) 2,332,030

令和 5年度 PTA特別会計決算報告書

収入の部

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
繰 越 金	922,931	922,931	0	前年度より
会 費	1,186,464	910,000	△ 276,464	1口100円 申込み口数による
補 助 金	0	0	0	
そ の 他	0	0	0	
利 息	6	8	2	決算利息
合 計	2,109,401	1,832,939	△ 276,462	

支出の部

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
図 書 費	600,000	589,488	10,512	児童用図書、図書室用機関誌等
環 境 整 備 費	850,000	290,118	559,882	児童用トイレ床掃除、環境整備用品等
保 健 給 食 費	100,000	23,561	76,439	給食用品、保健室用品等
予 備 費	318,621		318,621	※R5より、「予備費」という決算はしない。
合 計	1,868,621	903,167	965,454	

(総収入)		(総支出)		(次年度へ繰越)
1,832,939	—	903,167	=	929,772

令和 5年度 PTA事業費決算報告書

収入の部

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
繰 越 金	124,961	124,961	0	前年度より
事 業 収 入	0	0	0	資源回収収益 資源回収報奨金
利 息	0	0	0	決算利息
合 計	124,961	124,961	0	

支出の部

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
教 育 活 動 費	0	0	0	
PTA 活 動 費	50,000	18,700	31,300	新入生保護者用名札
予 備 費	74,961	0	74,961	
合 計	124,961	18,700	106,261	

(総収入)

124,961

—

(総支出)

18,700

=

(次年度へ繰越)

106,261

令和5年度PTA環境整備積立基金決算報告書

収入の部

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
繰 越 金	2,511,635	2,511,635	0	
事 業 収 入	0	0	0	
そ の 他	20	0	△ 20	学年会計利息等
利 息	22	22	0	
合 計	2,511,677	2,511,657	△ 20	

支出の部

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
創 立 記 念 行 事 費	0	0	0	
予 備 費	2,511,638	0	2,511,638	
合 計	2,511,638	0	2,511,638	

(総収入)

2,511,657

(総支出)

0

(次年度へ繰越)

2,511,657

— =

会 計 監 査 報 告

令和5年度の会計監査結果を下記の通り報告いたします。

記

1 監査の期日 令和 6 年 3 月 25 日

2 監査の内容

(1) PTA本会計、PTA特別会計、PTA事業費、環境整備積立基金のすべてにわたり、
正確に処理されていました。

(2) 関係諸帳簿・領収書等すべてにわたり、厳正に記帳・整理されていました。

以上

会計監査委員

今西 あゆみ



小野 旭子



印

令和6年度

PTA本会計予算書(案)

収入の部

項 目	前年度予算額	当初予算額	比 較	備 考
繰 越 金	2,140,452	2,332,030	191,578	前年度より
会 費	869,160	404,400	△ 464,760	1口50円/月 入会者数は前年度実績より
補 助 金	0	0	0	
そ の 他	15	15	0	利息 特別会計からの繰り入れ
合 計	3,009,627	2,736,445	△ 273,182	

支出の部

項		目	節	前年度予算額	当初予算額	比 較	備 考	
P T A 運 営 費	需要費	事	務	費	20,000	5,000	△ 15,000	印刷用紙、事務用品
		会	議	費	10,000	5,000	△ 5,000	会議用飲料、会場費
		旅		費	20,000	5,000	△ 15,000	研修会、会議等参加費
	計			50,000	15,000	△ 35,000		
	一般 活 動 費	会	員	研 修 費	100,000	10,000	△ 90,000	研修会参加費、講演会諸費用
		負	担	金	100,000	50,000	△ 50,000	PTA連合会会費
		傷	害	保 険 金	0	0	0	PTA総合保険掛金(年掛け)
		慶	弔	費	120,000	0	△ 120,000	香典等
	計			320,000	60,000	△ 260,000		
	教育振興 費	児童活動賠償保険費		0	300,000	300,000	児童の活動に係る賠償保険料	
	計			0	300,000	300,000		
	需要費	消	耗	品 費	150,000	10,000	△ 140,000	印刷用品等
		接	待	費	10,000	5,000	△ 5,000	来客用茶葉等
		渉	外	費	30,000	0	△ 30,000	
	計			190,000	15,000	△ 175,000		
	予	備	費	1,264,627	2,346,445	1,081,818	※決算残額は特別会計に繰り入れる。	
				3,009,627	2,736,445	△ 273,182		

令和6年度

PTA特別会費会計予算書(案)

収入の部

項 目	前年度予算額	当初予算額	比 較	備 考
繰 越 金	922,931	929,772	6,841	前年度より
会 費	945,684	783,600	△ 162,084	1口100円/月 入会者数は前年度実績より
補 助 金	0	0	0	
そ の 他	0	0	0	
利 息	6	6	0	
合 計	1,868,621	1,713,378	△ 155,243	

支出の部

節	前年度予算額	当初予算額	比 較	備 考
図 書 費	600,000	600,000	0	児童用図書、図書登録用品、図書室用機関誌
環 境 整 備 費	850,000	300,000	△ 550,000	特別教室ワックスがけ、環境整備用品
保 健 給 食 費	100,000	30,000	△ 70,000	給食用品、保健室救急用品
児 童 学 習 奨 励 費	新規費目	100,000		教科教材用品
児 童 会 活 動 費	新規費目	10,000		委員会活動費
諸 儀 式 費	新規費目	80,000		入学・卒業式運営費用(生花や証書印字) 旧諸儀式費と奨学費の合併
学 習 発 表 会 費	新規費目	100,000		運動会用品、運動会警備費用、学習発表会
調 査 研 究 費	新規費目	10,000		講師謝礼
小 計		1,230,000		
予備費	318,621	483,378	164,757	総収入から予備費以外の予算を差し引いたものを 予備費とする。
合 計		2,943,378	2,943,378	

令和6年度

PTA事業費予算書(案)

収入の部

項 目	前年度予算額	当初予算額	比 較	備 考
繰 越 金	124,961	106,261	△ 18,700	前年度より
事 業 収 入	0	0	0	前年度は資源回収報奨金を見込んだ。R5からは見込まない
利 息	0	0	0	
合 計	124,961	106,261	△ 18,700	

支出の部

項 目	前年度予算額	当初予算額	比 較	備 考
教 育 活 動 費	0	0	0	総合的な学習の時間諸経費等
PTA 活 動 費	50,000	20,000	△ 30,000	新1年生保護者用名札
予 備 費	74,961	86,261	11,300	
合 計	124,961	106,261	△ 18,700	

令和6年度PTA環境整備積立基金予算書(案)

収入の部

項 目	前年度予算額	当初予算額	比 較	備 考
繰 越 金	2,511,635	2,511,657	22	前年度より
そ の 他	20	20	0	学年会計等利息
利 息	22	22	0	
合 計	2,511,677	2,511,699	22	

支出の部

項 目	前年度予算額	当初予算額	比 較	備 考
創 立 記 念 行 事 費	0	0	0	創立記念式のための準備費用
予 備 費	2,511,638	2,511,699	61	
合 計	2,511,638	2,511,699	61	

令和6年度 荘内小学校PTA執行部

(1) 執行部

役職	氏名	上のお子さんの学年
窓口担当(市連P)	(保)西城 睦美	5年
	(学)杉本 哲也	
研修担当	(保)伊藤 理沙	2年
	(保)新井 裕美	4年
会計担当	(保)木曾田由樹	2年
	(保)小野 旭子	3年
	(学)久次 正浩	

(2) 地区代表者

令和6年度は、各地区から必要人数として、53名の地区代表者が選出されています。

(3) 荘内小サポーター

必要な環境整備や学習支援ごとに募集します。

玉野市立荘内小学校保護者と教師の会（略称荘内小PTA）会則

第一章 名称及び事務局

第1条 この会は、玉野市立荘内小学校保護者と教師の会（略称荘内小PTA）といい、事務局を荘内小学校に置く。

第二章 目的及び活動方針

第2条 この会は、保護者と教師が協力して家庭と学校と社会において、児童の幸せで健全な育成を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動方針を定める。

- 1 よい保護者、よい教師となるよう、会員相互の親睦と研修に努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連携によって、児童の健全な育成につとめる。
- 3 児童の生活及び教育環境を整える。
- 4 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- 5 その他、この会の目的達成に必要な事業を行う。

第4条 この会は、目的を達成するために下記を置く。

- 1 地区代表者
・地区代表者は、地区ごとに必要人数を選出する。
- 2 荘内小サポーター

第三章 会員及び経理

第5条 この会は、荘内小学校児童の保護者並びに、本校教職員を会員とする。

第6条 この会の経費は、会費と事業収入・寄付金等で支弁する。

第7条 会員は、会費として児童1人1口以上を拠出する。

第8条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第四章 執行部の任期

第9条 この会には、次の担当を置き、それを執行部と称し、任期は一カ年とする。（但し、再任してもよい）

- 1 執行部は、学校等諸団体との窓口業務、会の運営、会議における司会本会の事務、会計、会計監査などについて分担して行う。
- 2 玉野市PTA連合会における文化事業・体育事業・補導事業について、必要に応じて協力する。

第10条 校長はすべての会合について意見を述べることができる。

第五章 執行部の選出

第11条 新年度執行部は、前年度執行部において選出し、総会の承認を得る。

第六章 執行部の職務

第12条 執行部員の職務は次のとおりとする。

- 1 PTA窓口担当（1～2名）… 玉野市PTA連合会や学校との窓口を担当する。
(事務局の担当は副校長或いは教頭とする。)
- 2 PTA研修担当（1～2名）… 校内外の研修・委員会に関する仕事を担当する。

(PTA窓口担当に事情がある際には代理し会議の際の記録を担当する。)

3 PTA会計担当 (2名) …PTA諸会計の監査を行う。(事務局の担当は教頭とする。)

第七章 会 議

第 13 条 この会の主な会合は次のとおりとする。

- 1 定期総会 全会員で構成され、最高の決議機関である。
 - ・年 1 回開き、決算の承認・予算の審議・役員の承認・事業報告・計画等を行う。
 - ・議事は、出席会員の過半数の同意で決する。
- 2 役 員 会は必要に応じて開催する。

第八章 附 則

第 14 条 この会の運営に関し、必要な細則は、執行部の決議を経て定めることができる。細則を改廃した場合は、総会で報告しなければならない。

第 15 条 この会則は、執行部会及び総会において、出席者の過半数以上の賛成がなければ改正することができない。

第 16 条 この会則は、令和 5 年 4 月 26 日より改訂・実施する。

庄内小学校 P T A 細 則

第1条 会費は1口80円とし、一人何口でも申し込むことができる。

第2条 会則第4条の主な活動内容は、下記を参考にする。

- 1 地区代表者…通学班・通学路等について、学校との連絡・相談にあたる。

次年度の各地区の班編制を行う。

- 2 庄内小サポーター…会則第3条に則り、必要に応じて活動する。

第3条 慶弔規定及び表彰規定は別に定める。

荘内小学校 P T A 慶弔規定

区分	
第 1 条 荘内小児童が死亡した場合	1 P T A 代表者が会葬する。 2 予算の中から、花輪一對と香典 1 0 , 0 0 0 円をお供えする。
第 2 条 児童保護者（父母または後見人）が死亡した場合	1 P T A 代表者が会葬する。 2 予算の中から、花輪一對と香典 1 0 , 0 0 0 円をお供えする。
第 3 条 教職員が死亡した場合	1 P T A 代表者が会葬する。 （遠隔地の場合は弔電を打つ） 2 予算の中から、花輪一對と香典 1 0 , 0 0 0 円をお供えする。
第 4 条 教職員の家族（配偶者及び一親等）が死亡した場合	1 P T A 代表者が会葬する。 （遠隔地の場合は弔電を打つ） 2 予算の中から、花輪一對をお供えする。
第 5 条 その他、必要の生じた場合は、学校では職員会議、P T A では役員会（緊急の場合は P T A 会長・副会長）で協議のうえ、適切な処置を講ずる。 附則 本規定は、学校では職員会議、P T A では役員・委員会の決議によって、改廃することができる。	

荘内小学校 P T A 表彰規定

本会に次の表彰規定を設ける。但し、本規定は、役員・委員会の決議によって改廃することができる。

第 1 条 荘内小学校児童のうち、特に他の模範となる児童があった時は、これを表彰する。

第 2 条 本会のために、特に大きな功労のあった会員には、感謝の意を表する。

第 3 条 前 2 条及び特別の事情が生じた時は、役員・幹事の協議によって、これを決定する。

荘内小学校 P T A 旅費規定

本会に次の旅費規定を設ける。但し、本規定は、役員・委員会の決議によって改廃することができる。

第 1 条 本会を代表して、参加した者には旅費を支給する。